

## つくば市が発注する建設工事を受注される皆様へ

- ◎ つくば市では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により定められた各指針に基づき、以下のとおり発注工事における社会保険等加入対策を行います。

- つくば市が発注する建設工事では社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止します。（工事請負契約約款の改正）
- 令和2年（2020年）1月1日以降に当初契約を締結する建設工事から適用します。

- (1) つくば市が発注する建設工事の受注者（元請業者）と社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入義務があるにもかかわらず、加入していない建設業者（社会保険等未加入建設業者）との一次下請契約を原則禁止します。

※一人親方の個人事業主など、もともと社会保険等に加入義務がない建設業者との一次下請契約は禁止しません。

- (2) 例外として、次のいずれかに該当する場合は、社会保険等未加入建設業者であっても一次下請契約を締結することができます。

- ① 当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工ができない場合や災害の応急・復旧工事などで特別な事情があると発注者が認めた場合
- ② 発注者が指定した期間内に当該社会保険未加入建設業者が未加入であった社会保険等に参加した場合

- (3) 上記に違反した場合は、受注者に対し、以下の措置を行います。

- ① 指名停止
- ② 工事成績評定の減点

問合せ先：つくば市契約検査課

電話 029-883-1111(内線 6254、6255)